

主催：山梨県弁護士会、原子力損害賠償・廃炉等支援機構

共催：日本弁護士連合会

区域内・区域外

避難者を問いません！！

【山梨県へ避難の皆様】

原発事故による被害者相談会

東日本大震災・原発事故から7年半以上が経過しましたが、皆様には様々な面で不安や悩みがまだまだあることと思います。山梨県弁護士会ではそれぞれ抱えている悩みをお聞きし、お役に立ちたいと考えています。どうかお気軽にご相談下さい。

平成30年12月22日(土)

13時30分～16時30分

弁護士による個別無料相談会

【1枠1時間相談できます】

★予約優先。当日、相談枠が空いている場合には、受付順に相談して頂くことが可能ですが、お待ち頂くこともありますので、極力予約をお願いします。

(予約) 山梨県弁護士会 電話番号：055-235-7202

【12月22日原発事故相談会とお伝えください】

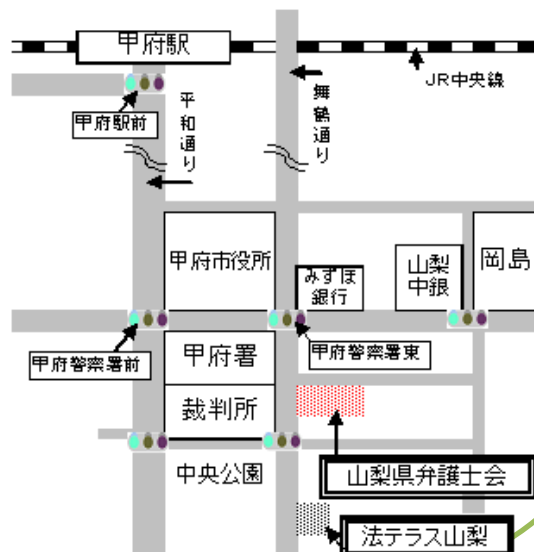
【予約時間】平日午前9時30分から午後5時まで

相談場所：山梨県弁護士会館

【住所】甲府市中央1丁目8番7号

【電話】055-235-7202

駐車場のご用意はございませんので、近隣の有料駐車場もしくは公共交通機関をご利用下さい。



Topic1: こんな疑問ありませんか？

- ・東電の賠償に納得いきません。
- ・東電の請求書記載の項目しか賠償は請求できないのですか？
- ・原発ADRとは何ですか？
- ・住居確保損害は、どんなときに請求できるのですか？
- ・自主的避難者は、東電に賠償を請求できないですか？

Topic2: 最新原発ADR和解例(原発ADRホームページから)

●**帰還困難区域(大熊町)**から避難をした申立人について、持病のため車の運転ができないため、避難により家族と別離状態となった結果、通勤・通院にタクシーの利用を余儀なくされたこと等を考慮して、平成28年12月分から平成29年6月分までの交通費増加分等が賠償された事例(1347)。

●**避難指示解除準備区域(浪江町)**の音楽教室において講師をしていたが、同教室の閉鎖に伴い退職を余儀なくされた申立人の就労不能損害について、就労に至る経緯や就労内容等を考慮し、平成27年8月分から平成29年2月分までの減収に係る損害(原発事故の影響割合を、平成28年2月分までは10割、同年3月以降は5割とする。)が賠償された事例(1351)

●**避難指示解除準備区域(檜葉町)**から避難したが、同町内の就労先閉鎖に伴い退職を余儀なくされた申立人の就労不能損害について、申立人が身体障害を有していること、原発事故前の就業に至る経緯や就業状況等を考慮して、従前の就労先に再就職できた前月である平成29年5月分まで、原発事故の影響割合を9割として賠償された事例(1350)。

●**自主的避難等対象区域(福島市)**から避難した申立人らについて、避難費用等のほか、身体障害のある申立人子に係る保育サービスの利用頻度が避難前よりも増加した事情等を考慮し、平成23年5月分から平成27年3月分までの申立人子の保育費用の一部が生活費増加費用として賠償された事例。(1352)

※数字はセンターの公表和解事例集のものです。個別事情によって請求・和解内容は変わってきますのでまずはご相談下さい。